

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その55）

## 河内川ダム建設の無駄と無謀 その③⑦

### 河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所補償について、 「公開質問状への福井県の回答」批判 ー3

（小浜市） 松本 浩

私（松本）の公開質問状への福井県の回答が余りにも支離滅裂で嘘と誤魔化しに満ちていますので、全「質問への回答」の批判的分析を長期連載の形で展開させて頂きます。

なお、福井県知事杉本達治宛に提出した筆者松本の「公開質問状」の「回答書」が知事名ではなく河川課長名となっていることについて、その説明を求めているが未だ回答はない。

【第一の質問】「発電所補償費220,000千円」は、何時、何処で、如何なる部署又は個人、あるいは会議において企画されたものですか。また、その意志形成過程を示す「記録が存在しない」のは如何なる理由によるものですか。

「福井県の回答」の後半「平成28年度に建設コンサルタントへ委託した補償調査をもとに県で算出した 209,000千円を、改めて平成29年度に補助金交付申請しています。なお、補償額 209,000千円算出に関する過程については、平成30年8月に情報公開しました委託成果品に記載のとおりです。

また、ご質問中の『平成28年6月7日に県庁会議室で行われた協議』時の『発電所導水路撤去設置工事費』については、その後、必要な調査検討を踏まえて補償費を適正に算出しています」

令和4年4月15日、松本は上記「回答」の「補償額 209,000千円算出に関する過程については、平成30年8月に情報公開しました委託成果品に記載のとおりです」に係る「委託成果品」の文書開示を改めて杉本知事に請求した。

「平成30年8月に情報公開」された「委託成果品」である「河内川ダム建設工事補償（発電）調査業務委託報告書」（平成29年3月 株式会社ニュージェック）は、開示された当時は、知りたい部分のほとんどが全面黒塗りであったので、「成果品に記載のとおり」と言われても何も分からない状況だったからである。

改めて提出した本件文書開示請求に対して令和4年4月28日、杉本知事から「公開決定等期間延長通知書」が送られてきた。

延長期間は5月27日まで1ヶ月、延長の理由は「公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記載されており、当該第三者の意見を聴取する必要があるため」というもので、当該第三者とは「関西電力」との担当職員の電話応答があった。

開示された当該報告書によると、関電の熊川発電所（有効出力85kW）のダム補償に係る協議会は国土交通省による承認まで、平成28年5月から同6月までの一カ月余りで 7回開かれている。以下、その「協議」の概略を「回答」の内容に沿って紹介する。

○第一回協議 5月17日 県庁にて

出席者 河川課：米田主任 杉本企画主査

ダム事務所：下西課長 森川主任 藤田主事 小西主事

受注者：天野 ■■（松本注：県は氏名や身分の公表を拒む）

議題：熊川発電所の補償に係る協議方法について、他

打合せ資料：熊川発電所の補償に関する覚書（H24. 6. 29）他

○第二回協議 6月1日 ダム事務所にて

出席者 河川課：辻岡参事 米田主任 杉本企画主査

ダム事務所：高野所長 森川主任 藤田主事 小西主事

受注者：天野 ■■

議題：熊川発電所の補償について

打合せ資料：熊川発電所の補償について（H23年事務所作成資料）

○第三回協議 6月7日 県庁にて

出席者 河川課：米田主任 杉本企画主査

ダム事務所：田中次長 下西課長 藤田主事 森川主任 小西主事 他 5名

受注者：天野 ■■

議題：熊川発電所補償に関する説明資料について

整備局、本省説明の資料の素材作成

添付書類（抜粋） 「9. 導水路付替え工事（金銭補償） 付替工事費の根拠

（図面および積算 算定を分かりやすく簡略して表示 「**発電所導水路撤去設置工事**

**概算工事費（54,160,000円）」（別紙1）**

○第四回協議 6月10日 県庁にて（前回までの「式次第」が白紙）

出席者 河川課：米田主任 杉本企画主査

ダム事務所：田中次長 下西課長

受注者：天野 ■■

添付書類（抜粋）

●「熊川発電所補償 5 導水路付替補償」（9ページ）全文削除。

●「熊川発電補償 6 補償費算定」（10～13ページ）減電補償関係が記載されている、導水路付替工事費に係る算定根拠書類はない。

●「熊川発電補償 6 補償費算定」（14ページ）に「熊川発電所の概算補償額」

④**導水路付替補償 209百万円（別紙2）**が記載されて算出根拠は示されていない。

○第五回協議 6月15日 近畿地方整備局にて（「式次第」は白紙）

出席者 近畿地方整備局：（出席者不明）

河川課：米田主任 杉本企画主査

ダム事務所：下西課長

受注者：天野 ■■

添付書類（抜粋）

●「熊川発電補償 5 導水路付替補償」 「補償内容（工事内容）は、…（省略）…」  
であり、補償費は総額 209,000千円となる」

●「209,000千円」の算出根拠を示す資料はない。

○第六回協議 6月24日 県庁にて（「式次第」は白紙）

出席者 河川課：米田主任 杉本企画主査

ダム事務所：森川主任 小西主事

受注者：天野 ■■

議題 「本省協議に向けた調整」

添付書類（抜粋）

●「熊川発電補償 5 導水路付替補償」

本省（国土交通省）協議に提出予定の「補償費 209,000千円」算出根拠の具体的内容が示されている（単価や金額は黒塗り）。

○第七回協議 6月29日 本省協議 中央合同庁舎3号館会議室にて

出席者 国土交通省：水管理・国土保全局 治水課 4名

近畿地方整備局 地域河川課：伊藤建設専門官 曾山係長

福井県 河川課：米田主任 杉本企画主査

河内川ダム建設事務所：森川主任

ニュージェック：天野 ■■

【協議主旨】河内川ダム建設に伴う関西電力熊川発電所の補償に関する本省協議

【協議結果】補償概要の説明を行い了承を得る。【補償方法決定】

提出資料：河内川ダム 関西電力熊川発電所における補償協議資料（福井県）

同（補足資料）— 13～16ページ「熊川発電補償 5 導水路付替補償」に係る「計画平面図」、「法面工 工法比較表」、「補償費総括表」（「金額、摘要欄の率」は黒塗

り)、補償工事費明細(「内訳・金額・摘要欄の率、項目別単価ならびに金額」は黒塗り) (別紙 3)

第七回の本省協議に提出された福井県資料の黒塗り部分(発電所補償の「率、項目別単価、金額等」)について、杉本知事は令和4年5月27日付「公文書一部公開決定通知書」(小土第84号)において、次のように非開示の理由を述べている。

「福井県情報公開条例第7条第2号に該当 法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」

公開質問に対する福井県の回答は、「・・・平成28年度に建設コンサルタントへ委託した補償調査をもとに県で算出した 209,000千円を、改めて平成29年度に補助金交付申請しています。なお、ご質問中の『平成28年6月7日に県庁会議室で行われた協議』時の『発電所導水路撤去設置工事概算工事費』については、その後、必要な調査検討を踏まえて補償費を適正に算出しています」というものであった。

しかし、本件「回答」は上記協議記録の経過に照らしてみれば全く出目である。

先ず、「建設コンサルタントへ委託した補償調査をもとに県で算出した 209,000 千円」というが、そのような事実はない。

コンサルタントへ委託した補償調査による「導水路撤去設置概算工事費」は第三回協議(6月7日)に提案されて合意された「54,160千円」であり、その「補償調査をもとに県で算出した」費用が三日後に「209,000千円に」なる筈がない。

協議記録によれば、「その後」(6月10日)、算出根拠も示されないまま、いきなり導水路付替工事費が「209百万円(209,000千円)」に跳ね上げられて、乱暴に有無を言わず押し付けられた。

「209百万円」が「必要な調査検討を踏まえ」て福井県が算出した費用でも、「適正な算出による 209,000千円」でもないことは次の事実により明白である。

福井県知事杉本達治は平成28年6月29日、福井県が国土交通省に提出した「関西電力熊川発電所における補償協議資料」のうち、「熊川発電補償 5 導水路付替補償」の「補償額 209,000千円」の算出根拠資料である「導水路付替補償の補償費総括表の金額、摘要欄の率および項目別の単価ならびに金額。導水路付替補償の内訳、金額、摘要欄の率、項目別単価ならびに金額」を、福井県情報公開条例第7条第2号に該当(法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため)するとの理由により非公開処分とする決定を下した。

本件「回答」の嘘と出鱈目は明白であり弁解の余地はない。

なお、国土交通省は、福井県の老朽原発稼働を担保に、出鱈目な本件補助金の交付決定をなしたものである。(次号につづく)

発電所 導水路撤去設置工事概算工事費

Table with columns: 工種・種別, 単位, 数量, 単価, 金額, 備考. It lists various construction items like '基礎工事', '土工', '舗装工事' with their respective quantities and costs.

熊川発電所の概算補償額

Table with columns: 項目, 概算補償額, 備考. It summarizes the estimated compensation amounts for different categories like '1号入渠破壊の復旧費による補償' and '2号入渠停止による補償'.

↑(別紙2)

←(別紙1)

(別紙3)→

平成28年6月29日

福井県

【補償費総括表】

Table with columns: 工種, 数量, 単価, 金額, 摘要. It provides a detailed breakdown of compensation costs, including '基礎工事費', '土工費', '舗装工事費', and '電気設備費'.



